

大阪府食の安全・安心の取り組み 第3回

大阪府健康医療部生活衛生室食品安全グループ

大阪府食の安全安心顕彰制度 ～顕彰により食の安全安心の取組を活性化～

大阪府の食の安全安心に関する取組みについて、前回の大阪版食の安全安心認証制度に引き続き、今回は「大阪府食の安全安心顕彰制度」に関する取組みをご紹介します。

大阪府では、食の安全安心の確保に関し、特に優れた取組みを行っている個人及び団体を対象とした「顕彰制度」を実施しています。この制度は、府、事業者及び府民の相互理解と協力の下、食の安全安心の確保に関し特に優れた取組みをした者を広く顕彰することにより、食の安全安心の取組みを活性化することを目的としています。

従来から食品関連事業者の優れた衛生管理に着目した表彰は実施していましたが、食の安全の確保に関する取組みだけでなく、消費者への情報提供など、食の安心（信頼性の確保）という観点からも事業者の取組みを広くとらえ、さらに消費者の取組みも含めた新たな顕彰制度としてスタートしたものです。

現在、平成25年度の第1回から令和元年度の第8回までに、「事業者部門」から28組、「消費者部門」から7組、合計35組がこの顕彰を受賞しています。（令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により中止）

受賞者の取組み例として、事業者部門では食の安全確保の取組みに加え、地産地消の推進や日本の食文化の発信、「出前パン作り教室」による食育の推進などがあります。

また、消費者部門でも、栄養や食生活の正しい知識の普及による健康サポートや、食に関する問題等について消費者目線での調査研究などがあります。

過去の受賞歴について、ホームページでも紹介していますので、ぜひ受賞者の取組みを知っていただければと思います。

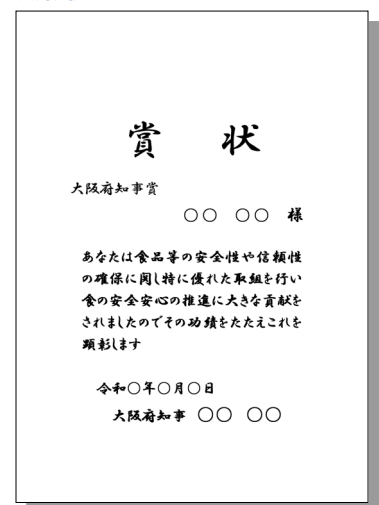
これまでの全3回にわたり「食の安全安心メールマガジン」「大阪版食の安全安心認証制度」と「大阪府食の安全安心顕彰制度」について、大阪府の食の安全安心に関する取組みを知っていただきたく、ご紹介してきましたが、いかがでしたでしょうか。今回の記事を通じて、皆様に府独自の取組みについて関心を持っていただければ幸いです。

大阪府では今後も食品の安全を守り、府民の皆様に健康で豊かな生活を送っていただけるよう、様々な取組みを行ってまいります。

表：大阪府食の安全安心顕彰制度について

顕彰の対象	食の安全安心の確保に関する取組を2年以上継続して行っている個人又は団体であって、その取組が特に優れているもの
対象の取組	- 食品等の安全性の確保に関すること (例：自主的な検査、製造や流通方法等の改善によるコンタミネーションの防止、食中毒予防に係る調査・研究・開発等、自主的な衛生管理（認証等）、表示の適正化の推進、その他) - 食品等に対する消費者の信頼性の確保に関すること (例：正しくわかりやすい情報の収集や提供、講習会やセミナー等の教育活動、食育（学校給食に携わる活動を除く）等の知識の普及啓発、その他)
選考方法	大阪府食の安全安心推進協議会委員等からの推薦を受けた候補者の取組について、次の審査のポイントの内容を採点基準により採点し選考
審査のポイント	以下の8つのうち3つ以上満たしている取組を特に優れた取組とする。 1 恩恵が広域で多数の府民にわたるもの（広域性） 2 時代に合っているもの（適合性） 3 規模や頻度等について、十分に実施しているもの（活発性） 4 将来に渡り有用性が高いもの（将来性） 5 他にはない独創性があるもの（独創性） 6 創意工夫により、既存の手法等の効果を向上させ、または負担を軽減させたもの（実用性） 7 消費者や事業者、行政と連携・協働したもの（協働性） 8 他と比べて特に優れたもの（総合性）

表彰状



過去の受賞者一覧は
こちらから確認できます。
(大阪府ホームページ)

